

「性に違和感」同意なくHPに 園児両親、削除求め提訴

会員記事

新谷〈しんや〉千布美 2021年1月19日 10時48分

シェア

ツイート

B!ブックマーク

スクラップ

メール

印刷

list

51



大津市のHP上に公開されていた保育園の評価書。
「今年度入所した4歳児が、自分の身体の性に違和感を感じる訴えをした」などと記載されていた



自分は女の子なのに、体が男の子——。そう話す、大津市立保育園に通う園児（6）の性別への違和感や受診歴が、同意のないままホームページで公開されているとして、両親が市に情報の削除を求めて大津地裁に提訴した。園児をめぐっては、ほかの園児からのいじめ行為に対する対応が不十分だったとして、市が両親に謝罪。両親は、性的少数者の子どもに対する市側の無理解を訴えている。（新谷〈しんや〉千布美）

訴状によると、受診歴などが公開されているのは、大津市のサイトにある保育園のページ。2019年度の「保育園評価書」のPDFファイル内で、氏名を伏せて園児の

ことが紹介されている。昨年7月末には掲載されていたという。

評価書はA4判2枚。今後の課題などの欄に、「今年度入所した4歳児が、自分の身体の性に違和感を感じる訴えをしたことをきっかけに、11月に受診された」とある。続けて「LGBT対にする知識や認識を職員が高めていくようにする（原文ママ）」と書かれている。

自分の性をどう思っているか（性自認）、どんな人に恋愛感情を抱くか（性的指向）を本人の意思に反して明かす「アウティング」。偏見や差別を招く行為として問題になっている。

15年、同性愛者だと同級生に暴露された一橋大大学院生が建物から転落死。昨年11月、家族が同大に賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は「人格権やプライバシー権を著しく侵害する」と指摘した。

アウトティングは「人格権侵害」 大学への賠償請求は棄却 →

園児の母親（35）によると、公開を知ったのは昨年秋。知人から連絡を受けた。19年度入所の4歳児はわずかで、「もう大津で暮らせない」と感じたという。社会全体で問題意識を持ってほしいと考え、昨年12月25日に提訴した。

園を管轄する市幼児政策課によると、評価書は民間を含む全園が作成。市立保育園は全て市のHPで公開することになっていた。園児側に事前説明はしていなかったといい、担当者は1月14日の朝日新聞の取材に対し、「訴状がまだ届いていないが、保護者の思いを重く受け止めて対応する」と話した。

評価書は、朝日新聞に記事が掲載された18日にHP上から削除された。

相談しても、園からは「じゃれあい」と

園児は現在、円形脱毛症 や 適応障害 の症状があり、登園できていない。1年半以上前から、いじめ行為が続いていたためだという。

3歳ごろから「自分は女の子」と語り、妹の服を着たがった。年少までは少人数の保育施設で、女兒向けの服で遊んでいた。

しかし、19年4月、市立保育園に入園すると状況は変わった。「『おとこおんな』といわれた」「1回死んで女の子になる」と話すようになった。母親は担任に相談したが、「じゃれあい」「成長過程です」と説明された。

園児は登園をしぶり、泣き出すようになった。両親は県内外の 精神科医 を訪ね歩き、11月に「性別違和」の診断を受けた。

結果は園側に説明したが、入園前にやらないと説明された男女別のグループ分けが実施された。園児は仲間はずれになった。

別の園児から「どうしてかわいい服なの？」と聞かれ、本人が「体は男だけど心は女やねん」と説明した。すると「うそつき」と叫ばれ、他の子にも言われ続けたという。別の日には母親が送迎時、腹部に連続パンチを受けているのを目撃。保育士に伝えたが「後で確認します」と言われて終わった。

20年9月、園児の体に不調が表れ始め、母親は園だけでなく市のいじめ対策推進室に相談。園児本人も嫌だったことを伝えようと職員と面談した。

市は11月、文書で両親に謝罪。「いじめであると考えられ、成長過程の中で起こったことという言葉だけでは収まらず、もう一步踏み込んだ支援が必要であった」とした。

園は朝日新聞の取材に対し、トイレや着替えなどで園児に配慮し、性の多様性を子どもたちに説明する時間も設けたと説明。その上で、「至らない点があったのは確かだ」とした。

両親の代理人である石田達也弁護士は「きちんと検証し、再発防止策を講じてほしい」と話している。

約6割が小学校入学前に自覚

性には、体の性、性自認、性的指向のほかに、「男らしく」「女らしく」といった会から求められる性がある。「性別違和」は、性自認と社会から求められる性の間で違和を感じ、それに強い不快感や苦悩が伴うこと。社会が多様な性を受け入れれば、減少と考えられている。

体の性と性自認が異なることは、これまで「性同一性障害」と呼ばれてきたが、障害疾患ではないことが明らかになっている。世界保健機関（WHO）が2022年に発効する国際的な分類方法では、「性別不合」となる。

幼くして違和感がある子どもは少なくない。20年以上診察に取り組んできた中塚幹也・岡山大教授によると、受診した約1200人のうち、約6割が小学校入学前に自覚し始めていた。

性的少数者に詳しい河川和也・広島修道大教授は「子どもは先生や親の偏見に影響を受ける。保育園や幼稚園の段階から、職員や保護者への啓発が必要」と指摘。アウティングについては、「『支援しよう』という良心から起こるケースも少なくない。性自認や性的指向に関する個人情報意識して慎重に扱うべきだ」と話す。